

障害児福祉手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

在宅の常時介護を必要とする障がいのある方に対し、著しい障害によって生じる特別な負担を軽減するために支給するものです。

●対象：20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする方。

(※原則、専用の診断書の提出が必要ですが、次の障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合があります)

- ・身体障害者手帳1級と2級の一部
- ・療育手帳㊦

●手当：月額 15,690円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・所得制限額を超えている
- ・障害を支給事由とする年金を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している

重度心身障害者医療費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

障がいのある方が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、各種の医療保険制度による医療費の本人負担金から諸給付(高額療養費、附加給付金等)を除いた最終的な医療費本人負担額を助成するものです。

●対象：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級
- ・療育手帳㊦、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

●助成方法：

- ・埼玉県内医療機関等(一部を除く)への受診の場合 → 現物給付(窓口払いの廃止)
- ・埼玉県外医療機関等への受診の場合 → 償還払い(立替払い)

※埼玉県内であっても、医療機関等によっては窓口払いが生じる可能性があります。そのような場合は、償還払い(立替払い)により助成を受けられます。

※次の場合は、医療費の助成が受けられません。

- ・所得制限額を超えている